

議案第12号

鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例の一部改正について

鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例の一部を改正する条例

鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例（平成19年鹿屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「市の事務事業に対するあらゆる不当要求行為及び暴力的要求行為」を「暴力的要求行為その他規則で定める行為」に改める。

第11条第2項中「委員会」を「速やかに関係課」に改め、同条に次の2項を加える。

3 所属長は、関係課と連携し、必要に応じて不当要求行為等を行う者に対する警告、警察への通報等を行うものとする。

4 所属長は、不当要求行為等が悪質であるときその他特に必要があると認めるときは、不当要求行為等の内容及びこれに対する対応の概要を委員会に報告しなければならない。

第12条第1項中「前条第2項」を「前条第4項」に改め、「ときは、不当要求行為等」の次に「に対する対応の妥当性」を加え、「当該不当要求行為等の事実があると認めるときは、是正措置等についての意見を付し、又は該当する事実がないと認めるとき、若しくは調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならないときは、その旨を市長等に報告するものとする」を「改善すべき事項の指摘その他必要な助言を行うものとする」に改める。

第13条第1項中「報告」を「助言」に、「に基づいて必要な事実の確認を行い、当該不当要求行為等を行った者に対して、警告する等再発防止のために必要な」を「を踏まえ、必要な」に改め、同条第2項中「前項の場合において、市長等は必要があると」を「市長等は委員会が相当と」に改め、「当該」を削り、「氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる」を「氏名及びその者に対する

警告の内容の公表その他必要な措置を講ずることができる」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

社会通念上の許容範囲を逸脱し事務執行に支障をきたす不当な要求に対し、組織的に対応するとともに、職務の公平かつ公正な遂行を確保するため、本案を提出するものである。